

柏崎市ガス事業民営化 基本方針

平成 27 年 12 月

柏崎市

目 次

．はじめに.....	1
．なぜガス事業を民営化するのか.....	2
1．公営企業としての役割の終了.....	2
2．今後のエネルギー事業を取り巻く環境への対応.....	2
．民営化の目的.....	5
．民営化の基本的な考え方.....	6
1．安心・安全かつ安定したガス供給の確保.....	6
2．ガス料金水準の維持.....	6
3．お客さまサービスの向上.....	6
4．地域の活性化.....	6
5．お客さまとガス関係事業者への周知.....	7
6．上下水道事業との連携.....	7
7．環境への配慮.....	7
．民営化の手法.....	8
1．民営化方法.....	8
2．譲渡する資産.....	8
3．借入金の清算.....	9
4．鏡町整圧所の移設.....	9
5．譲渡先選定委員会の設置.....	9
6．譲渡先の選定.....	9
7．職員の処遇.....	9
8．事業の引き継ぎ.....	9
9．議会の議決.....	9
10．所管官庁の認可.....	9
．譲渡先の条件.....	10
．民営化のスケジュール.....	11

．はじめに

本市のガス事業は、大正 15 年 6 月 24 日、民間会社の柏崎瓦斯株式会社として発足し、昭和 2 年 8 月 20 日にガス供給を開始しました。その後、将来市民の福祉向上に役立つとして、昭和 20 年 12 月 1 日に公営ガスとなり供給区域の拡張、保安の向上等に努め、お客さまに安心・安全なガスを安定供給してきました。

平成 17 年 5 月には、新柏崎市（旧柏崎市・旧高柳町・旧西山町）の誕生により西山・刈羽ガス企業団を編入し、刈羽村も含めたガス供給区域となっています。

民営化については、市長の附属機関である柏崎市ガス事業検討委員会から、平成 18 年 12 月 20 日に「柏崎市の公営ガス事業は民営化することが望ましい」との答申を受け、本市は平成 21 年度の民営化に向けて作業を開始しました。

しかし、平成 19 年 7 月 16 日に新潟県中越沖地震が発生し、ガス設備も大きな被害を受け、すべてのお客さまへのガス供給を停止せざるを得ない状況となり、民営化の作業を延期しました。復旧作業には全国のガス事業者から応援を受け、平成 19 年 8 月 27 日にガス供給を再開しましたが、被災したガス設備を本格復旧するために、多額の災害復旧債を借り入れました。

今般、その災害復旧債の借入残額が、平成 29 年度末で繰上償還が可能となる見込みとなったため、平成 30 年 4 月の民営化に向けて、平成 27 年度から民営化の作業を再開することとしました。

この基本方針は、本市ガス事業民営化を、お客さま、ガス関係事業者の皆さまおよび本市にとって有益なものとするとともに、円滑かつ着実に推進するために策定するものです。

．なぜガス事業を民営化するのか

1．公営企業としての役割の終了

柏崎市ガス事業検討委員会の答申書において、「本市ガス事業が多額の投資を要する配管施設等のインフラ整備をほぼ完了し、多くの市民にガスを安全かつ安定的に供給する体制を整えたことを確認したが、このことは実は本市ガス事業が公営企業としての本来的な役割を既に果たし終えていることの証左でもある」と述べられています。このことは、本市ガス事業を公営から民間に委ねる時期にきていると言えます。

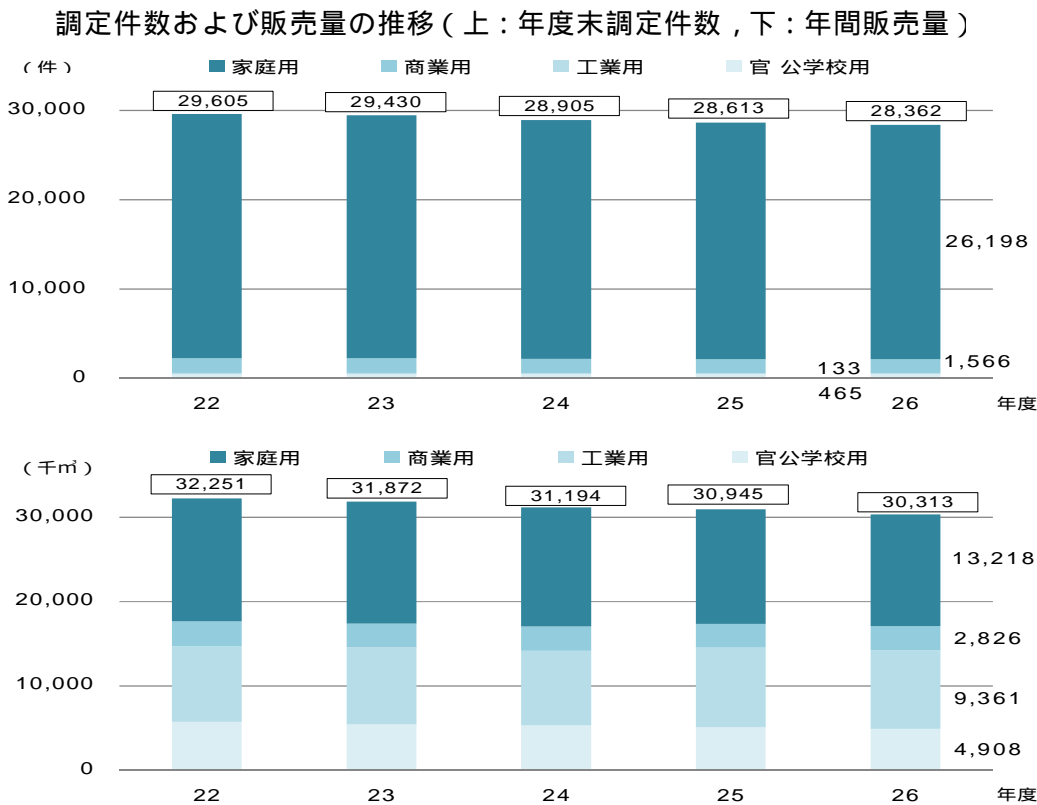
全国的には 207 のガス事業者のうち、9 割近い 181 事業者が民間のガス事業者です。(平成 26 年 8 月現在)

また、近年、本市以外の公営ガス事業者も、民営化の検討を進めているとの報道もあります。

2．今後のエネルギー事業を取り巻く環境への対応

(1) 本市ガス事業を取り巻く状況

本市ガス事業は、柏崎市および刈羽村を供給区域としており、区域内一般家庭世帯数 32,951 戸に対して、供給世帯数 28,182 戸と 85.5% に上る多くの方にご利用いただいています(平成 27 年 3 月 31 日現在)。一方、ここ数年の調定件数および販売量の推移をみると、年々減少傾向にあります。



(「柏崎市公営企業の概要(平成 27 年 8 月)」より作成)

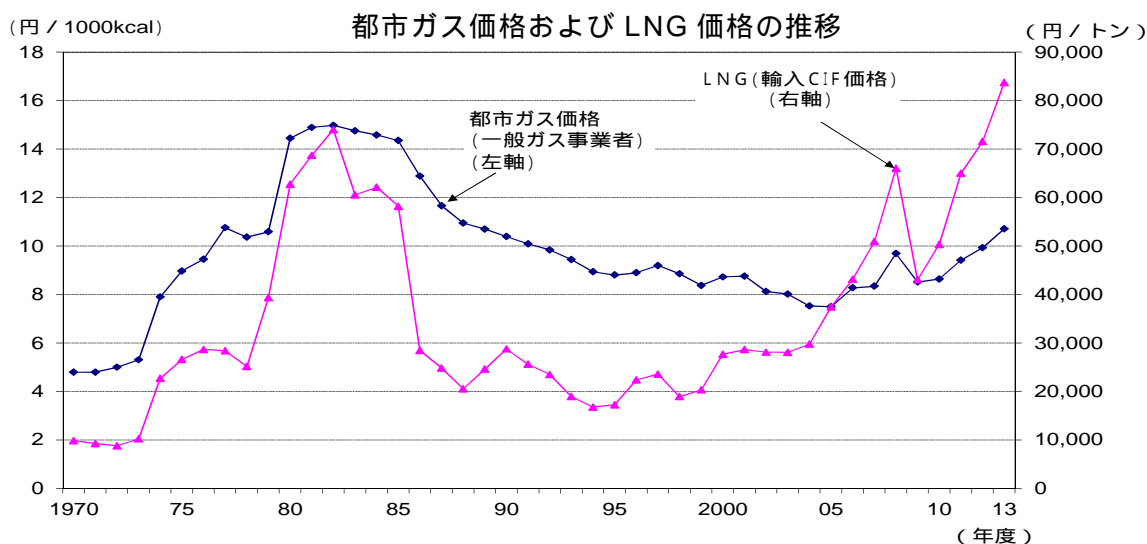
これは、地域経済の動向やオール電化等の他のエネルギーとの競合が要因であり、本市ガス事業だけでなくガス事業者全体の販売量が伸び悩んでいます。

さらに、地域の将来的な人口動態を考えると、人口自体の減少によって長期的にお客さまが減少することは避けられない状況にあると考えられます。

このような人口減少社会の中、人口減少のスピードを出来る限り抑え、将来にわたって持続可能な柏崎市を構築するために、本市は人口ビジョンを作成して取り組むものとしています。

本市の原料ガス卸価格に影響のあるLNG価格は、90年代半ば(平成7年頃)から上昇して推移しています。直近では、世界経済の減速等を反映して下落傾向にあります。一方、全国的な都市ガス価格を見ると、上昇傾向にあります。LNG価格ほどの上昇でないことから、ガス事業者ごとの経費削減等の経営努力がみとれます。

本市ガス事業が、今後も安価なガス供給を継続するには、より一層の経営努力が必要ですが、民間ガス事業者のような柔軟な経営を行うには、公営企業としての制約があると考えます。



(「平成26年度エネルギーに関する年次報告」(資源エネルギー庁)より引用)

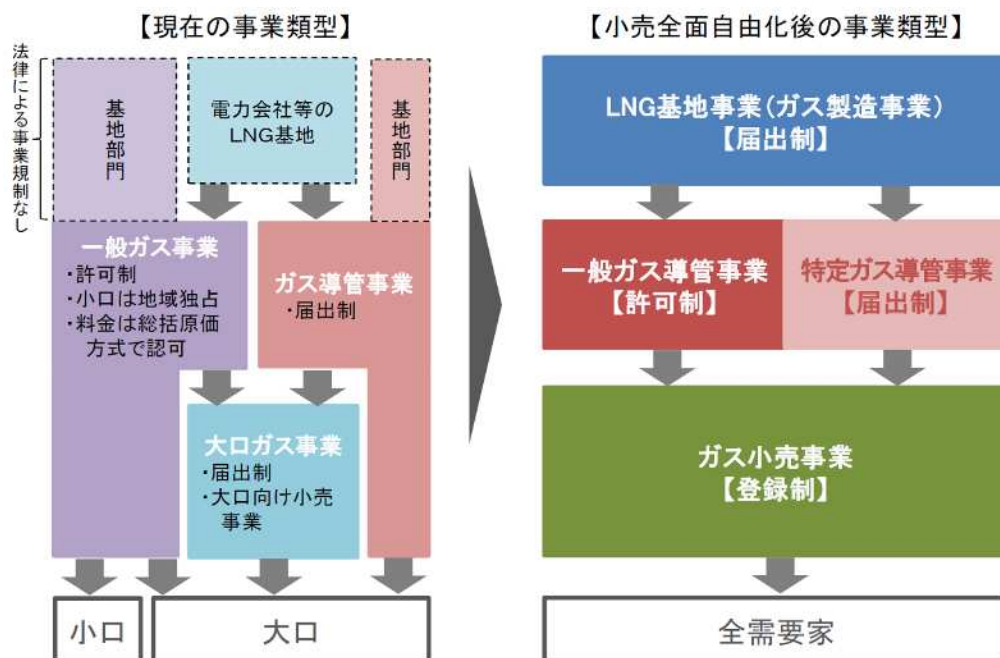
(2) ガスシステム改革

ガス事業法の改正(平成27年6月17日成立、24日公布)によって、ガス小売りの全面自由化を始めとする、ガスシステム改革が実施されることになりました。今般の改正では、家庭向け等のガス小売事業への参入が全面自由化^{注1}され、地域独占が敷かれていたガス事業において、多様な事業者が参入することが可能となります。

注1 ガス小売事業への参入の全面自由化

現在、家庭向け等へのガス供給は一般ガス事業者にしか認められておらず、ガス小売りは地域独占が敷かれています。自由化後は登録を受けた事業者であれ

ば、ガス小売事業への参入が可能となります。この自由化により、現在、家庭向け等のガス供給を行なう「一般ガス事業」は、導管の維持管理を行なう「一般ガス導管事業」と小売りを行なう「ガス小売事業」とに分離し、「一般ガス導管事業」は許可制、「ガス小売事業」は登録制となります。



(経済産業省ガスシステム小委員会資料より引用)

従って本市ガス事業も、一般ガス導管事業とガス小売事業の二つを運営することになります。本市ガス事業の供給区域へガス小売事業として新規参入する事業者がいる場合には、一般ガス導管事業者として導管の使用を許可し、託送料金を徴収することになります。

ガス小売事業への参入の自由化およびこれに先立って行われる電力の自由化によって、電力とガスのセット販売といった新しいサービスが創出されることが想定されています。このことは、お客さまにとって多様なサービスを選択出来る一方で、ガス事業者としては、ガス事業者間だけでなく電気事業者を始めとする他の事業者との競争も激しくなることが考えられます。

このような環境の変化に、公営企業が迅速かつ柔軟に適応し、他事業者との競争に対抗していくことは困難であると考えます。

以上のような理由から、これまでもお客さまサービスの向上、拡充に努めてまいりましたが、より一層サービスの高いガス事業を行なうには、民間会社が持つノウハウに委ねることが適切と考え、本市ガス事業を民営化します。

． 民営化の目的

本市ガス事業民営化の目的は、ガス事業の公益的特性を踏まえながら、民間会社の持つ創意工夫を活かした質の高いサービスをお客さまが受けることにより、将来にわたってガス事業が永続的に発展することです。そして、結果的にそのことがお客さまおよび本市にとって利益の拡大を図ることであり、具体的には次のとおりです。

公営企業では出来なかったサービスをお客さまが受けることにより、お客さまの満足度がさらに向上すること。

今後のエネルギー環境の動向に、迅速かつ柔軟に対応し、他のエネルギーとの競争に耐えることが出来るガス事業を確立すること。

ガス事業が永続的に発展することにより、地域経済に寄与すること。

． 民営化の基本的な考え方

ガス事業民営化は、お客さまに望ましくない影響を与えることは避けなければなりません。また、これまで安心・安全かつ安定的にガスを供給してきたことは、本市はもとよりガス関係事業者の協力によるものであり、こうした連携は民営化後も重要であると考えます。

さらに、ガスシステム改革によるガス事業全体に及ぼす影響や、本市が継続して行う上下水道事業とも連携を図ることも考慮し、民営化を進める必要があります。

このようなことを踏まえ、民営化の基本的な考え方を次のとおりとします。

1． 安心・安全かつ安定したガス供給の確保

一般ガス導管事業とガス小売事業を一体として運営することにより、現在の保安水準を維持・向上し、安定したガス供給を求めます。

経年管の更新を始めとして、将来にわたって適切なガス設備を維持・更新することを求めます。

ガス内管工事を熟知している本市ガス公認工事店を指定工事店とすることに努め、保安の確保を求めます。

2． ガス料金水準の維持

原料ガス卸価格の上昇による影響を除いて、ガス料金の水準が上がらないよう、経営の効率化および公営企業として存続してきた本事業への理解を求めます。

3． お客さまサービスの向上

公営企業では出来なかった多様なサービスを提供することにより、お客さまの満足度の向上を求めます。

4． 地域の活性化

地元のガス関係事業者と連携を図り、円滑に事業を実施するとともに、地域の発展を促す事業の展開を求めます。

地域雇用の拡大に努めるとともに、地域産業に対する貢献を求めます。

5 . お客さまとガス関係事業者への周知

民営化することにより、お客さまとガス関係事業者が不安を抱かないよう、本市と協力して十分に説明・広報することを求めます。

6 . 上下水道事業との連携

民営化後も、本市上下水道事業と適切な連携を図ることを求めます。

災害発生時には、本市上下水道事業と連携して復旧活動することを求めます。

7 . 環境への配慮

事業活動において、省エネルギー、廃棄物の排出抑制に努める等、環境負荷の低減を図ることを求めます。

． 民営化の手法

ガス事業民営化の手法は、次のとおりとします。

1． 民営化方法

本市ガス事業民営化は、一般ガス導管事業とガス小売事業を一体として譲渡し、その方法は事業譲渡方式とします。譲渡後において本市は、ガス事業に關与することはありません。

2． 譲渡する資産

譲渡する資産は、平成 30 年 4 月 1 日 0 時における柏崎市ガス事業が保有する次表に示す固定資産および一部の流動資産を有償で譲渡します。

ただし、水道用地と兼用している一部の土地については、貸し付ける場合があります。また、現在のガス水道局庁舎及び土地は、譲渡資産から除きます。

科目	所在名称	数量
土地	藤井供給所敷地	12,164.00 m ²
	加納供給所敷地	3,825.00 m ²
	中通供給所敷地	661.00 m ²
	西山供給所敷地	1,701.81 m ²
	刈羽供給所敷地	1,763.68 m ²
	各地区整圧所敷地	一式
建物	藤井供給所建物	一式
	加納供給所建物	一式
	中通供給所建物	一式
	西山供給所建物	一式
	刈羽供給所建物	一式
	各地区整圧所建物	一式
構築物	藤井供給所ガスホルダー（50,000 m ³ ）	2 基
	加納供給所ガスホルダー（20,000 m ³ ）	1 基
	西山供給所ガスホルダー（5,000 m ³ ）	1 基
	刈羽供給所ガスホルダー（5,000 m ³ ）	1 基
	その他構築物	一式
機械装置	機械装置	一式
導管	導管	一式
ガスメーター	ガスメーター	一式
工具器具及び備品	工具器具及び備品	一式

3．借入金の清算

平成30年3月31日における借入金残高は、本市が清算します。

4．鏡町整圧所の移設

現在のガス水道局庁舎敷地内の鏡町整圧所および付随する導管は、平成28年度に、近隣の公道に面した市有地に移設します。また、移設先の土地については、譲渡先に貸し付けます。

5．譲渡先選定委員会の設置

譲渡先の選定にあたっては、専門的知識を有する学識経験者等で構成する柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会を設置します。

6．譲渡先の選定

選定の透明性を確保するため、譲渡先の選定は、譲渡条件及び審査基準を設定し、経営基盤、経営理念、保安技術力、譲渡価格等を総合的に評価して、最も優れた事業者を選定する公募型プロポーザル方式とします。

7．職員の処遇

現在、ガス事業に従事している職員は、人事異動により配置転換することとします。ただし、本人が譲渡先への転職を希望する場合は拒みません。

8．事業の引き継ぎ

事業の引き継ぎは、平成29年度1年間で行います。また、譲渡後に本市職員の出向は行いませんが、問い合わせ窓口を設け対応します。

9．議会の議決

ガス事業譲渡契約の締結は、譲渡に関連する議案が柏崎市議会において議決および承認されることが条件となります。

10．所管官庁の認可

ガス事業譲渡契約の効力が生じるのは、経済産業大臣から事業譲渡譲受認可申請が認可された時点となります。

・譲渡先の条件

本市ガス事業を譲渡する事業者は、次の条件を満たすことを要します。

ガス事業の公益性を十分に理解し、ガス事業の永続的な発展により地域産業の活性化に資することが出来る事業者であること。

本市ガス事業の譲受に必要な資金の調達ができ、かつ事業を行う上での運転資金および人的体制の確保が出来る事業者であること。

地元のガス関係事業者と連携して、事業の展開が出来る事業者であること。

今後のエネルギー環境の変化に迅速、かつ柔軟に対応出来る事業者であること。

ガス事業の運営に必要な、ガス工作物の維持管理およびお客さまサービスを提供してきた経験を持つ事業者であること。

事業を譲受する際に、保安体制およびお客さまへの対応に万全を期すことが出来る事業者であること。

・ 民営化のスケジュール

平成 30 年 4 月の民営化に向け、以下のスケジュールを想定しています。^{注 1}

平成 28 年度	4 月	譲渡先選定委員会の設置
	5 ~ 7 月	譲渡先募集要項の公表 第一回質問受付、回答 一次提案受付、審査結果公表 現場説明会 第二回質問受付、回答
	9 月	二次提案受付
	12 月	二次審査（ヒアリング） 優先交渉権者決定・公表 基本協定締結
	2 月	仮契約締結
	3 月	譲渡に関連する議案上程 本契約締結
平成 29 年度	4 月	ガス小売り全面自由化 ^{注 2} 引継開始
	9 ~ 10 月	ガス事業譲渡譲受認可申請
平成 30 年度	4 月	事業譲渡

注 1 現段階でのスケジュールですので、変更する場合があります。

注 2 経済産業省は、平成 29 年 4 月の全面自由化に向けて作業を進めています。

